

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の ご案内

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

目次

1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付について	1
2. 入学準備金の貸付申請	8
3. 養成機関在学中の手続き（入学準備金）	9
4. 養成機関修了後の流れ	10
5. 就職準備金の貸付申請	11
6. 養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除）	12
7. 養成機関修了後の手続き（返還の場合）	15
8. 養成機関修了後のその他の手続き	16
9. 返還債務の履行猶予該当事由一覧	17
10. 様式一覧	19

1. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付について

(1) 制度の概要

この制度は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」の支給を受けて養成機関で修業し就職に有利な資格の取得を目指す方や、養成機関終了後、資格を活かして就職する方にひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という）を貸し付け、自立の促進を図ることを目的とするものです。

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務（1週間の所定労働時間が20時間以上あるもの）に5年間引き続き従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。※免除申請（合計5年以上の従事証明書）が必要です。

(2) 実施主体

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会（以下「神戸市社協」という）
※神戸市社協と貸付対象者との契約により貸付を行います。

(3) 貸付の対象となる方

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- ① 神戸市内に居住し、住民登録している方
- ② ひとり親家庭の親で、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている方
- ③ 養成機関を修了した後、取得した資格が必要な業務に従事する意思のある方

※次の制度との併用はできません。

- ・ 都道府県等が実施する「保育士修学資金貸付」「介護福祉士等修学資金貸付」
- ・ 雇用保険法による「教育訓練給付金」（※就職準備金との併用は可）
- ・ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（※就職準備金との併用は可）

(4) 貸付の内容

- ① 入学準備金 …… 500,000 円以内
養成機関に入学する際の準備金（入学金、教材費、参考図書、学用品、交通費等）
- ② 就職準備金 …… 200,000 円以内
養成機関を修了し、資格を取得し、その資格を活かして就職する際の準備金
（就職にあたり必要となる被服費、通勤に必要な自転車の購入費、就職に伴い転居する場合の転居費用等）

(5) 貸付利子

- ① 連帯保証人を立てる場合 …… 無利子
- ② 連帯保証人を立てない場合 …… 返還の債務の履行猶予期間中は無利子
履行猶予期間経過後は年1%の有利子

※返還期限を過ぎた場合は、年3%の割合で計算した延滞金が加算されます。

(6) 連帯保証人

連帯保証人は、貸付を受けた方と連帯して債務を負担し、その保証債務は延滞利子を含みます。原則として、貸付を受けようとする方とは別居・別生計で、住民税の所得割が課税されている等安定した収入がある方を連帯保証人としてください。また、貸付を受けようとする方が未成年の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）を連帯保証人とします。

連帯保証人を変更する場合は届出が必要です。また、貸付決定後に新たに連帯保証人を立てることはできません。

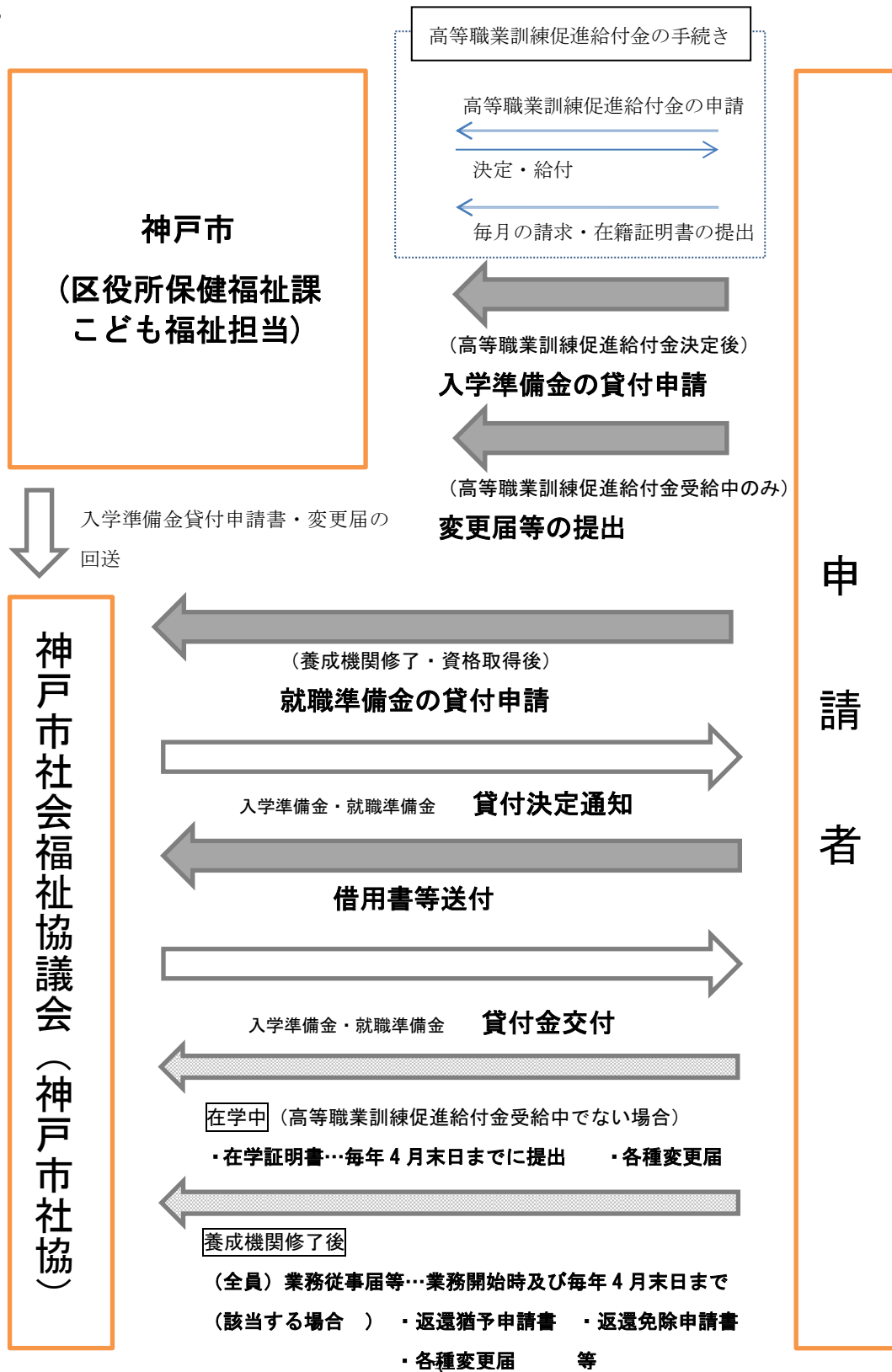
※別世帯であっても住所地が同じ場合は、連帯保証人にはなれません。

(7) 申請手続き

貸付を希望される方は、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の手続きをされた区役所こども福祉係に相談のうえ、申請書等の必要書類を提出してください。

○**入学準備金**の貸付申請書、高等職業訓練促進給付金受給中の各種変更届は、**区役所・北須磨支所保健福祉課こども福祉担当**に提出してください（区役所から神戸市社協に書類を回送します）。

○**就職準備金**の貸付申請書、養成機関修了後の各種届は、直接**神戸市社協**に提出してください。



(8) 申請の期限

- ① 入学準備金・・・養成機関に入学した日から6ヶ月以内
- ② 就職準備金・・・資格を取得された日から6ヶ月以内

(9) 貸付の決定

貸付の可否は、審査のうえ決定します。貸付決定となった場合は、借用書の提出により貸付金が交付されます。

※審査のうえ貸付の可否について決定するため、審査の結果ご希望に添えない場合があります。不承認になった場合その理由は回答いたしません。また、貸付の可否にかかわらず申請書類一式は返却いたしません。

(10) 資金の交付

神戸市社協が定めた日に、貸付対象者（以下「借受人」という）の金融機関口座へ一括交付します。

(11) 貸付契約の解除

貸付対象者が次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 養成機関を退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 養成機関在学中にひとり親でなくなったとき（再婚、子の20歳到達等）。
- ⑤ 借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- ⑥ その他訓練促進資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(12) 返還の債務の履行猶予 《6.「養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除）」参照》

借受人が次のいずれかに該当する場合は、申請により、当該事由が継続する期間、貸付金の返還の履行猶予を受けることができます。（該当する事由はP17～18の一覧を参照）

- ① 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- ② 養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- ③ 養成機関を修了後、取得した資格が必要な業務に従事しているとき。
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。

返還猶予を希望する場合は、関係書類を添えて「返還猶予申請書（様式4号）」を提出していただきます。

※(11)の④（養成機関在学中にひとり親でなくなったとき）に該当する場合、養成機関在学中は返還猶予を受けることができますが、養成機関修了後に返還していただくことになります。（養成機関修了後にひとり親でなくなったときは、そのことをもって返還していただくことはありません。）

(13) 返還の債務の免除 《6.「養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除）」参照》

借受人が次のいずれかに該当する場合は、申請により、貸付金の返還が免除されます。

- ① 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続きその業務に従事したとき。⇒**全額免除**
- ② 上記の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。⇒**全額免除**
- ③ 一定期間以上、取得した資格が必要な業務に従事したとき（但し、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者は全額返還）。⇒**一部免除**
- ④ 死亡、又は障害等により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき（但し、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る）。⇒**全額又は一部免除**

【一部免除となる場合の免除額の計算方法】

返還免除額（円）＝貸付を受けた額（円）×（就業した月数／60）

※就業した月数とは、カレンダー上の月のうち1日でも就業していれば1月とします。

返還免除を希望する場合は、関係書類を添えて「返還免除申請書（様式10号）」を提出していただきます。

(14) 資金の返還 《7.「養成機関修了後の手続き（返還の場合）」参照》

借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。返還は一括または月賦（月賦の場合は5年間を限度として月1万円以上返還）により、神戸市社協が指定した金融機関口座に毎月10日（土・日・祝の場合は翌営業日）までに振り込んでいただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- ③ 取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 提出期限を定め必要な書類を提出するよう通知したにもかかわらず書類の提出がないとき。
- ⑥ 卒業年次の翌年に資格取得できなかったとき。
- ⑦ 本人の責による事由により免職されたとき。
- ⑧ 特別な事情がなく恣意的に退職したとき。

※借受人は、返還計画による返還を3回以上怠り、催告を受けた場合は、残債を一括して返還していただきます。

(15) 届出について

債務が消滅するまでの間において、次のいずれかに該当する場合は、届出をしていただく必要があります。

- ① 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、連絡先等重要な事項に変更があったとき。
- ② 養成機関を休学、停学、退学となったとき。
- ③ 養成機関に復学したとき。
- ④ 養成機関修了後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- ⑤ 養成機関で修学した資格を取得できなかったとき。
- ⑥ 就業による返還の債務の履行の猶予を受けているとき。
- ⑦ 就職又は離職、業務の従事先を変更したとき。
- ⑧ 求職活動を行っているとき。
- ⑨ 取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- ⑩ 連帯保証人を変更しようとするとき。
- ⑪ 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- ⑫ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により訓練促進資金の返還が困難であるとき。

(16) 借入の残高の個別確認

3月31日時点の借入残高の確認をするため、3月中旬に「返済に関する残高の確認」を送付します。残高等を確認いただき確認書に署名・捺印の上、返信用封筒により4月10日までにご返送ください。

(17) 借受人の責務

- ① 経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活が継続できるよう努めてください。
- ② 神戸市社協から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行ってください。

(18) 連帯保証人の責務

- ① 借受人と連帯して訓練促進資金を返還してください。
- ② 借受人が死亡し、又は障害、行方不明、災害、疾病、負傷、その他の事情により自ら(12)(13)(14)(15)に規定する手続きを行うことができないときは、当該借受人の連帯保証人がこれを行ってください。
- ③ 神戸市社協から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行ってください。

(19) 相続人の責務

借受人が死亡したときは、当該借受人の法定相続人は、遅滞なく「死亡届」（様式18号）と

その事実を証明する書類を添えて、届け出てください。

(20) 他の施策との併用について

母子父子寡婦福祉資金貸付又は独立行政法人日本学生支援機構による貸付及び地方自治体や民間団体による奨学金との併用は可能です。

ただし、次の制度との併用はできません。

- ・都道府県等が実施する「保育士修学資金貸付」「介護福祉士等修学資金貸付」
- ・雇用保険法による「教育訓練給付金」（※就職準備金との併用は可）
- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（※就職準備金との併用は可）

(21) 取得した資格が必要な業務の雇用形態について

常勤、非常勤は問いませんが、1週間の所定労働時間は20時間以上とします。

2. 入学準備金の貸付申請

貸付申請

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けた後、給付金の手続きをされた区役所・北須磨支所保健福祉課こども福祉担当に相談のうえ、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 貸付申請書（様式1号）
- ② 申請者の世帯全員※及び連帯保証人の住民票（発行から3ヶ月以内のもので、マイナンバーが記載されていないもの）
※住民票上同一世帯の方
- ③ 連帯保証人の収入を証明する書類
（源泉徴収票の写し、所得証明書等 ※いずれも直近のもの）
- ④ 申請チェックリスト（入学準備金用）

◎この他にも、必要な書類を追加で提出していただくことがあります。

審査・決定

神戸市社協が貸付の可否を決定し、申請者に通知します。貸付が決定した場合は、「貸付決定通知書」と「借用書」を送付します。

◎審査の結果ご希望に添えない場合があります。また不承認になった場合その理由は回答いたしません。貸付の可否にかかわらず申請書類一式については返却いたしません。

借用書等提出

貸付が決定された場合は、以下の書類を、神戸市社協に提出してください（郵送可）。

- ① 借用書（様式2号）
 - ・連帯保証人（連帯保証人を立てる場合）と連署のうえ、それぞれの印を押印してください。
 - ・収入印紙を貼り付け、実印で割り印をしてください。

借用金額が1万円以上10万円以下	200円
10万円超50万円以下	400円
- ② 印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人のもので発行から3ヶ月以内のもの）
- ③ 振込口座申請書
- ④ 振込口座の通帳のコピー
金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義がわかるもの
※口座名義は貸付決定を受けた本人の名義以外認められません

資金の交付

指定された金融機関口座に資金を一括交付します。

3. 養成機関在学中の手続き（入学準備金）

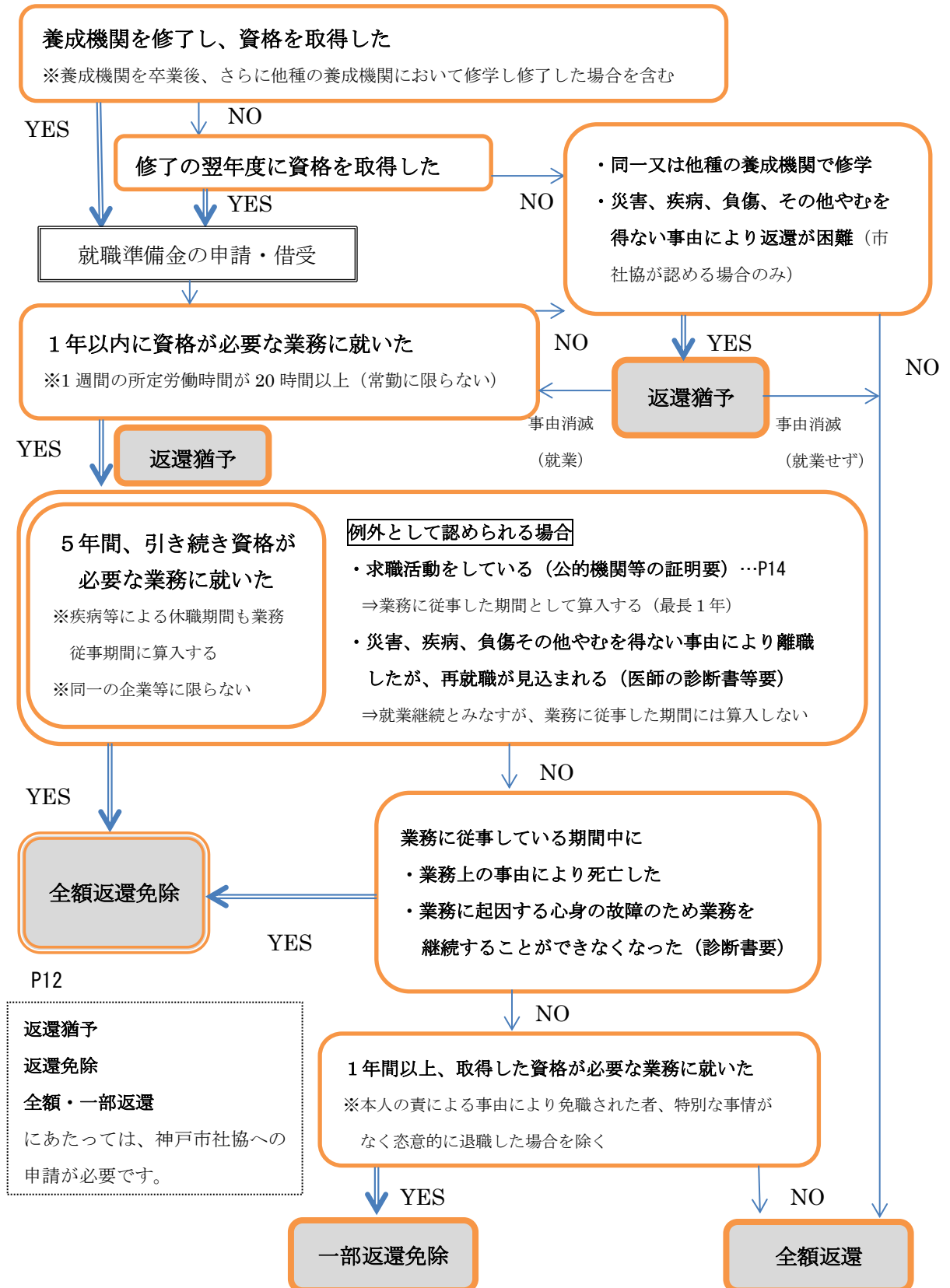
次のいずれかに該当する場合は、高等職業訓練促進給付金における変更手続きと同時に、**区役所・北須磨支所保健福祉課こども福祉担当**に以下の書類を提出してください。

事項	提出書類
休学・停学・留年となったとき	休学・退学・停学・留年届（様式16号）
復学したとき	復学届（様式17号）
住所を変更したとき	氏名・住所等変更届（様式14号） 証明できる書類（住民票等） ※市外に転出された場合は、養成機関在学中、毎年4月末日までに在学証明書を神戸市社協に提出してください。
氏名を変更したとき	氏名・住所等変更届（様式14号） 証明できる書類（戸籍謄本等）
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届（様式15号） 印鑑登録証明書（変更後の連帯保証人のもの）
貸付を辞退するとき（契約締結前）	辞退届（様式12号）
貸付契約を解除するとき（契約締結後）	
退学となったとき	休学・退学・停学・留年届（様式16号） 返還計画申請書（様式11号） ※原則として貸付金を返還していただくことになります。
ひとり親でなくなったとき （再婚、子の20歳到達等）	契約解除届（様式13号） 返還猶予申請書（様式4号） ※養成機関在学中は返還が猶予されます。猶予決定後は、毎年4月末日までに在学証明書を神戸市社協に提出してください。養成機関修了後に返還していただきます。
本人が死亡したとき	死亡届（様式18号） 証明できる書類（死亡届の写し） ※連帯保証人又は法定相続人が提出してください。
心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき	証明できる書類（診断書等）
上記以外の理由で契約を解除するとき	契約解除届（様式13号） 解除理由がわかるもの ※原則として貸付金を返還していただくことになります。 返還猶予の要件に該当する場合は、返還猶予申請の手続きを行ってください。

4. 養成機関修了後の流れ

「養成機関を修了し、かつ資格取得した日*から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業継続した場合」には、申請により貸付金の返還が免除されます。

*養成機関修了時に資格取得できていない場合は、養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日



※免除額＝貸付を受けた額×業務に就いた月数/60

P15

5. 就職準備金の貸付申請

養成機関を修了し、資格を取得された後、以下の書類を神戸市社協に提出してください（郵送可）。

貸付申請

【提出書類】

- ① 貸付申請書（様式1号）
- ② 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し（直近のもの）
- ③ 申請者の世帯全員※及び連帯保証人の住民票（発行から3ヶ月以内のもので、マイナンバーが記載されていないもの）
※住民票上同一世帯の方
- ④ 連帯保証人の収入を証明する書類
（源泉徴収票の写し、所得証明書等 ※いずれも直近のもの）
- ⑤ 養成機関の課程を修了したことを証明する書類（写し可）
- ⑥ 取得した資格を証明する書類の写し
- ⑦ 申請チェックリスト（就職準備金用）

◎この他にも、必要な書類を追加で提出していただくことがあります。

神戸市社協が貸付の可否を決定し、申請者に通知します。
貸付が決定した場合は、「貸付決定通知書」と「借用書」を送付します。

◎審査の結果ご希望に添えない場合があります。また不承認になった場合その理由は回答いたしません。貸付の可否にかかわらず申請書類一式については返却いたしません。

審査・決定

借用書等
提出

貸付が決定された場合は、以下の書類を、神戸市社協に提出してください（郵送可）。

- ① 借用書（様式2号）
 - ・連帯保証人（連帯保証人を立てる場合）と連署のうえ、それぞれの実印を押印してください。
 - ・収入印紙を貼り付け、実印で割り印をしてください。

借用金額が1万円以上10万円以下	200円
10万円超50万円以下	400円
- ② 印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人のもので発行から3ヶ月以内のもの）
- ③ 振込口座申請書
- ④ 振込口座の通帳のコピー
金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義がわかるもの
※口座名義は貸付決定を受けた本人の名義以外認められません

資金の交付

指定された金融機関口座に資金を一括交付します。

6. 養成機関修了後の手続き（返還猶予・返還免除）

取得した資格が必要な業務に就いている間等は返還が猶予され、5年間就業を継続した場合は、返還が全額免除されます。いずれも神戸市社協への申請が必要です。

返還猶予
申請

養成機関修了後、取得した資格が必要な業務に就いた後、以下の書類を神戸市社協に提出してください（郵送可）。

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（様式4号）
- ② 養成機関の課程を修了したことを証明する書類（写し可）
- ③ 取得した資格を証明する書類の写し
- ④ 業務従事届（様式5号）
- ⑤ 業務従事証明書（様式6号）

※就職準備金の貸付決定を受けた方は、②③は不要です。

⇒書類の提出がない場合は、貸付金を返還していただきます。

以下に該当する場合は、それぞれ必要な書類を提出してください。

◆養成機関修了後、他の養成機関において修学している場合

〔養成機関修了時〕 ① 返還猶予申請書（様式4号）

- ② 養成機関の課程を修了したことを証明する書類
- ③ 取得した資格を証明する書類
- ④ 修学中の養成機関が発行する在学証明書

〔就業開始時〕 ① 返還猶予申請書（様式4号） ※改めて提出が必要

- ② 業務従事届（様式5号）
- ③ 業務従事証明書（様式6号）

◆養成機関修了時点で資格を取得できていない場合

〔養成機関修了時〕 ① 返還猶予申請書（様式4号）

- ② 養成機関の課程を修了したことを証明する書類

〔就業開始時〕 ① 返還猶予申請書（様式4号） ※改めて提出が必要

- ② 取得した資格を証明する書類
- ③ 業務従事届（様式5号）
- ④ 業務従事証明書（様式6号）

⇒卒業年次の翌年に資格取得できなかった場合は、貸付金を返還していただきます。

◆養成機関修了時点で資格は取得したが、就職先が決まっていない場合

〔養成機関修了時〕 ① 返還猶予申請書（様式4号）

- ② 養成機関の課程を修了したことを証明する書類

③ 取得した資格を証明する書類

[就業開始時] ① 返還猶予申請書（様式4号） ※改めて提出が必要

② 取得した資格を証明する書類

③ 業務従事届（様式5号）

④ 業務従事証明書（様式6号）

⇒1年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかった場合は、貸付金を返還していただきます。

返還猶予
決定



猶予申請＋
業務従事証
明書（毎年）



返還猶予
決定



返還免除
申請



返還免除
決定

神戸市社協が返還猶予の可否を決定し、申請者に通知します。

業務従事期間中は、毎年4月1日現在の状況を4月末日までに神戸市社協に以下の書類を提出し、返還猶予の更新手続きをしてください（郵送可）。

【提出書類】

① 返還猶予申請書（様式4号）

② 業務従事届（様式5号）

③ 業務従事証明書（様式6号）

※離職（退職・失業）した後、再就職のために求職活動を行っている場合や、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により離職した場合は、返還猶予が認められる場合があります。 ⇒P14へ

※返還猶予の要件に該当しない場合は、返還の手続きを行ってください。

⇒P15へ

業務従事期間中以外にも、返還猶予の事由に変更が生じた場合は申請が必要です。その都度、神戸市社協が返還猶予の可否を決定し、申請者に通知します。

5年間引き続き取得した資格が必要な業務に従事した場合は返還が免除されます。

以下の書類を神戸市社協に提出してください（郵送可）。

【提出書類】

① 返還免除申請書（様式10号）

② 業務従事届（様式5号）

③ 業務従事証明書（様式6号）

神戸市社協が返還免除の可否を決定し、申請者に通知します。免除決定の場合は「借用書」「印鑑登録証明書」が返還されます。

求職活動中の返還猶予について

一旦離職したが再就職のために以下の求職活動を行っている場合は、最長1年間（通算）、求職期間中も継続して就業しているものとみなされ、業務に従事した期間に算入されます。

求職活動中は、毎月、求職活動を行った月の翌月15日までに「**求職活動状況報告書**」（様式8号）と(1)～(3)に定める様式を提出してください。

単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所長・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

(1) 月1回以上求人への応募を行っている

⇒応募したことを証する書類の写し（ハローワークの紹介状等）

(2) 次のような就職の可能性を高める活動を月2回以上行っている

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等）が行う職業相談、職業紹介等
- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

⇒上記の活動を行ったことを証する書類の写し、又は就労支援機関等の確認印

(3) 以下の職業訓練等を受講している場合

- ・ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講している場合
- ・ 就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講している場合
- ・ 公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合
- ・ 公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

⇒職業訓練等を受講していることを証する書類（受講証明書の写し等）、又は就労支援機関等の確認印

災害、疾病、負傷等による返還猶予について

災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなされます。ただし、当該期間は業務従事期間には算入されません。

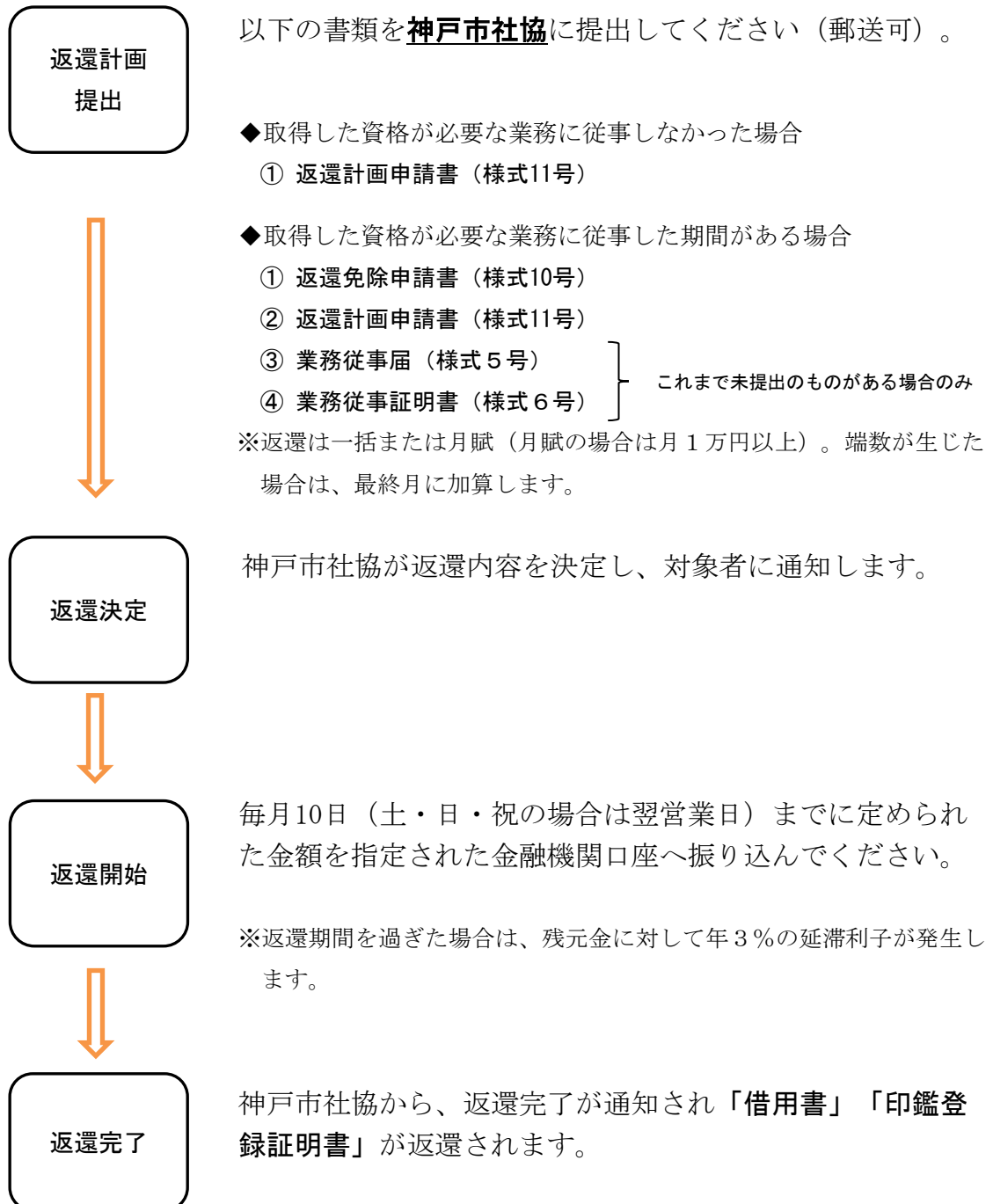
⇒返還猶予申請書とともに、罹災証明書、医師の診断書等を提出してください。

※雇用が継続している場合は、疾病等による休職期間も業務従事期間とみなされます（返還猶予申請は不要）。

7. 養成機関修了後の手続き（返還の場合）

養成機関を修了後1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事しなかった場合は、原則として、その事由が生じた月の翌月から貸付金を返還していただくことになります。

取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき等、貸付金を返還することとなる場合は、以下の手続きが必要です。



8. 養成機関修了後のその他の手続き

養成機関修了後、以下に該当する場合は、**神戸市社協**に必要書類を提出してください（郵送可）。

事項	提出書類
住所を変更したとき	住所・氏名等変更届（様式14号） 証明できる書類（住民票等）
氏名を変更したとき	住所・氏名等変更届（様式14号） 証明できる書類（戸籍謄本等）
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届（様式15号） 印鑑登録証明書（変更後の連帯保証人のもの）
退職したとき	退職・従事先変更届（様式7号） ※退職後、求職活動を行う場合は、返還猶予申請の手続きを行ってください。
従事先を変更したとき	退職・従事先変更届（様式7号）
業務上の事由により本人が死亡したとき	返還免除申請書（様式10号） 死亡届（様式18号） 証明できる書類（死亡届の写し等） ※連帯保証人又は法定相続人により提出していただきます。
業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき	返還免除申請書（様式10号） 証明できる書類（診断書等）
業務外の理由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなったとき	返還計画申請書（様式11号） ※死亡の場合は、連帯保証人又は法定相続人により提出していただきます。
ひとり親でなくなったとき （再婚、子の20歳到達等）	住所・氏名等変更届（様式14号）※変更がある場合のみ ※養成機関修了後にひとり親でなくなった場合は、そのことをもって返還を求めることはありません。

9. 返還債務の履行猶予該当事由一覧

1 貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき	
猶予期間	養成機関に在学している期間
証明書類	養成機関が発行する在学証明書
備考	猶予期間終了後、貸付金を返還していただきます。

2 当該養成機関を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき	
猶予期間	養成機関に在学している期間
証明書類	養成機関が発行する在学証明書

3 取得した資格が必要な業務に従事しているとき	
猶予期間	業務に従事している期間
証明書類	業務従事届（様式5号） 業務従事証明書（様式6号）
備考	5年間引き続き業務に従事した場合、返還免除要件に該当

4 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合	
猶予期間	出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（ただし、育休法第5条第3項で定める者にあつては1歳6ヶ月に達する日）の属する月までの間
証明書類	出産休暇・育児休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します。

5 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る）	
猶予期間	介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間
証明書類	介護休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します。

6 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合	
猶予期間	①病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3ヶ月を超えると診断された場合に限る）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合は、再度、猶予を承認することを妨げません。
証明書類	医師の診断書（以下の1から3に定める事項が証明してあるもの）又は病気休職を取得していることを証明する書類（従事先が発行） 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します。

7 雇用が継続している場合であつて、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合	
猶予期間	療養する必要があると認められた期間
証明書類	療養する必要があると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します。

8 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合	
猶予期間	求職期間（ただし、1年を超えないものとする）
証明書類	就労支援機関が発行する証明書等
備考	求職期間中は、当該月に行った活動状況を「求職活動状況報告書」（様式8号）により翌月15日までに報告していただきます。

	猶予期間については、業務に従事した期間に算入します。
9 養成機関修了後、1年以内に業務に従事する意思があり、求職活動を行っている場合	
猶予期間	原則として1年間
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません。

10 出産・育児のため従事先を退職し、出産後、新たな従事先への再就職を希望するとき	
猶予期間	妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間
証明書類	医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません。

11 養成機関修了後、就職を希望しているが出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入るとき	
猶予期間	養成機関を修了した日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間
証明書類	医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

12 疾病・負傷等のため療養する必要がある、従事先を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、新たな従事先への再就職を希望する場合	
猶予期間	①疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3ヶ月を超えると診断された場合に限る。）は、疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き療養が必要であると医師が診断した場合は、再度、猶予を承認することを妨げません。
証明書類	医師の診断書(以下の1から3に定める事項が証明してあるもの) 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません。

13 就職先内定後、就職待機中の場合	
猶予期間	内定後待機期間（ただし、1年を超えないものとする）
証明書類	内定通知書の写し
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません。 ただし、退職後の求職期間と内定待機期間が密接に関わる（3月程度）場合のみ、当該内定待機期間を求職期間に含めるものとしますが、内定が取り消された場合は、内定待機期間は求職期間に含めないものとします。

※10～12による猶予申請は、就職を希望する意思を有する場合のみ可能です。

10. 様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	—	申請チェックリスト
	1	貸付申請書
貸付決定	2	借用書
	3	振込口座申請書
返還猶予	4	返還猶予申請書
	5	業務従事届
	6	業務従事証明書
	7	退職・従事先変更届
	8	求職活動状況報告書
	9	返還猶予事由消滅届
返還免除 返還	10	返還免除申請書
	11	返還計画申請書
その他の 届出	12	辞退届
	13	契約解除届
	14	住所・氏名等変更届
	15	連帯保証人変更届
	16	休学・退学・停学・留年届
	17	復学届
	18	死亡届

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部 ひとり親家庭貸付係

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター

TEL078-271-5317

令和8年4月